

質 問 回 答 書

2014 年 8 月 4 日

「(案件名)140564_ベトナム国ホーチミン市都市鉄道 1 号線建設事業に係る案件実施支援調査 (SAPI) (管理運営制度整備)」

(公示日:2014 年 7 月 23 日 / 公示番号:140564) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.12 5. 実施方針及び留意事項 (5) 本邦鉄道事業者の受け入れによる研修との連携	「…本業務において研修で必要な教材の作成を行なうこととしている。本邦鉄道事業者との調整は基本的に JICA が行うが、技術的な観点から必要な協力を行なうこと。」との記載がありますが、 上記の研修は JICA 直営による研修受け入れを想定しているのでしょうか。 それとも研修委託契約による研修受け入れを想定しているのでしょうか。 また技術的観点から必要な協力とは、具体的にはどのようなことを想定しているのでしょうか。	研修生受入を JICA 直営とするか研修委託契約とするかは現時点では決まっておりません。 本邦鉄道事業者とコンサルタントとの調整は基本的に JICA が行うこととしてありますが、教材の作成に必要な本邦鉄道事業者への専門性の高い技術的なヒアリング等について、JICA を介さず直接御対応頂くこと等を想定しております。
2	P.14 6. 業務の内容 (6) 本邦鉄道事業者の受け入れによる研修で使用する教材の作成	ホーチミン都市鉄道 1 号線については、運輸関係教育等をはじめとして、都市鉄道運営の観点からの大阪市交通局の協力が前提となっています。 研修の効果を高めるためには、これらとの整合を図りながら、教材の作成を進める必要があります。 このため、教材の作成にあたっては、大阪市交通局あるいはその関連団体による協力が必要と考えますが、これらへの再委託は可能ですか？ また、再委託が可能な場合、再委託金額の上限をはじめ、具体的にどのような制約条件がありますか？	教材の作成は直営で行う想定としておりますが、再委託とすることも可とします。再委託先との契約については、コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(平成 24 年 4 月)に従うものとします。

3	P.16 7. 成果品等 (2) 成果品/成果資料	<p>「ア 研修講師用研修教材」については、P.14 6. (6)に記載のとおり、全て和文ですか？ また、状況等によって、一部、英文資料を用いることは可能ですか？</p> <p>「イ 研修教材」については、P.14 6. (6)に記載のとおり、全て越文ですか？ また、状況等によって、一部、英文資料を用いることは可能ですか？</p>	<p>研修講師用研修教材及び研修教材において、研修講師及び研修生が理解できる内容であれば、英文資料を用いることを可とします。詳細はプロポーザルにてご提案ください。</p>

以上